

高介第2267号
令和2年8月21日

府内市町村高齢者福祉担当課長 様

大阪府福祉部高齢介護室長
大阪府健康医療部保健医療室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、8月19日、第24回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、最近の感染状況を踏まえ、別添参考資料1のとおり高齢者の方などに対する感染防止の取組について要請しております。

つきましては、別添のとおり感染拡大防止のための具体的な注意事項に関するチラシを作成しましたので、貴市町村におかれましては、介護保険担当課や地域包括支援センター等の高齢者の相談窓口等に掲示いただき、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、チラシ中の受診相談センターの電話番号については、管轄の新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）の電話番号に置き換えて、周知ください。

参考 <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

別添参考資料1 イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請
（令和2年8月19日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添チラシ 新型コロナウイルスの感染拡大に向け、高齢者や身近にいる皆様へ
お願いしたいこと。

問い合わせ先

高齢介護室介護支援課
代表 06-6941-0351
福田、坂口（内線 4471）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、 高齢者や身近にいる皆さまへお願いしたいこと

大阪府内において、高齢者の方の感染が増加しています。
高齢者は感染すると重症化のおそれが高くなります（70代以上の感染者の約2割が重症化や死亡）。

高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員の方は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診しましょう

＜発熱、呼吸器症状、息苦しさ、身体のだるさなどの症状がある場合＞
お近くの**新型コロナ受診相談センター(06-7166-9911)**まで、ご相談ください。
※土日祝日を含め、終日つながります

＜上記の症状がない場合の健康相談＞
府民向け健康相談 電話 06-6944-8197 ファクシミリ 06-6944-7579
(受付時間 午前9時から午後6時まで (土曜・日曜・祝日も対応))

「3密」で、唾液の飛び交う環境を避けましょう



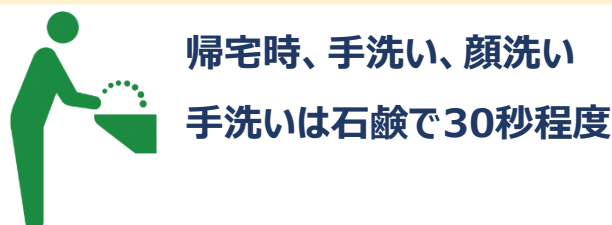
5人以上の宴会・飲み会は控えましょう

外食時には、「感染防止宣言ステッカー」を導入しているお店を選びましょう



感染防止宣言ステッカー（サンプル）

マスクの着用、手洗いなどの徹底をお願いします



イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 イエローステージ2の期間（8月21日～8月31日）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

〇 府民に対し、次の内容を要請。

| | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 高齢者の方2 高齢者と日常的に接する家族3 高齢者施設・医療機関等の職員 | } | は、感染リスクの高い環境を避け、 少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診すること |
|--|---|--|

- ・ 5人以上の宴会・飲み会は控えること
- ・ 3密で唾液が飛び交う環境を避けること
- ・ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

● イベントの開催について (府主催 (共催) のイベントを含む)

- ❖ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- ❖ 開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること

【参加人数の上限】

○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

○屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること

○屋外：人と人との距離を十分に確保できること

- ※ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が**1,000**人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること。
- ※ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

●施設について（府有施設を含む）

○ 施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めること
 2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること
-
3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること
 4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること
 5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること

●経済界へのお願い

1. 5人以上の宴会・飲み会は控えること
2. 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
3. テレワーク**70%**を推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
4. 体調の悪い方は出勤させないこと
体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧めること
5. 感染拡大を防止するため、
 - ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択すること
 - ・お店に入った後は、感染拡大防止のため、大阪コロナ追跡システムの登録・利用をすること
 - ・国の接触確認アプリ「**COCOA**」の登録・利用をすること

●大学等へのお願い

1. 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避けること
2. 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底すること
3. 5人以上の宴会・飲み会は控えること
4. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること
5. 体調の悪い方は登校させないこと。体調の悪い方や少しでも症状がある方は、検査を受診すること